

## 令和7年度庁議報告事項

第16回庁議（2025年11月18日） まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課

### 【件名】

中野三丁目地区に係る自転車駐車場及び地区計画の変更について

### 【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向性）

中野三丁目地区に係る自転車駐車場（別紙1）及び中野駅西口地区地区計画（以下「地区計画」という。）の変更について報告する。

## 1 自転車駐車場について

### （1）説明会概要

	第一回	第二回
日 時	令和7年8月28日（木曜日） 19:00～20:30	令和7年8月30日（土曜日） 10:00～11:30
会 場	中野区産業振興センター	中野区産業振興センター
参加者数	23名	13名

### （2）説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙2のとおり

## 2 地区計画の変更（案）について

### （1）説明会概要

	第一回	第二回
日 時	令和7年10月17日（金曜日） 19:00～20:30	令和7年10月18日（土曜日） 10:00～11:30
会 場	中野区産業振興センター	中野区産業振興センター
参加者数	24名	6名

### （2）説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙3のとおり

### （3）地区計画変更（案）に係る公告、縦覧、意見書について

令和7年10月17日 地区計画（案）の公告

令和7年10月17日～31日 地区計画（案）の縦覧（窓口縦覧者：0名）

令和7年10月17日～31日 都市計画法に基づく意見書（5通）

意見書の要旨及び区の見解（別紙4のとおり）

### 3 今後の予定について

年 月	自転車駐車場	地区計画の変更
令和 8年 2月		都市計画審議会(諮問)
3月		変更決定・告示
5月	工事着工	
11月	工事完了	
12月	供用開始	

## ■中野三丁目自転車駐車場 位置図



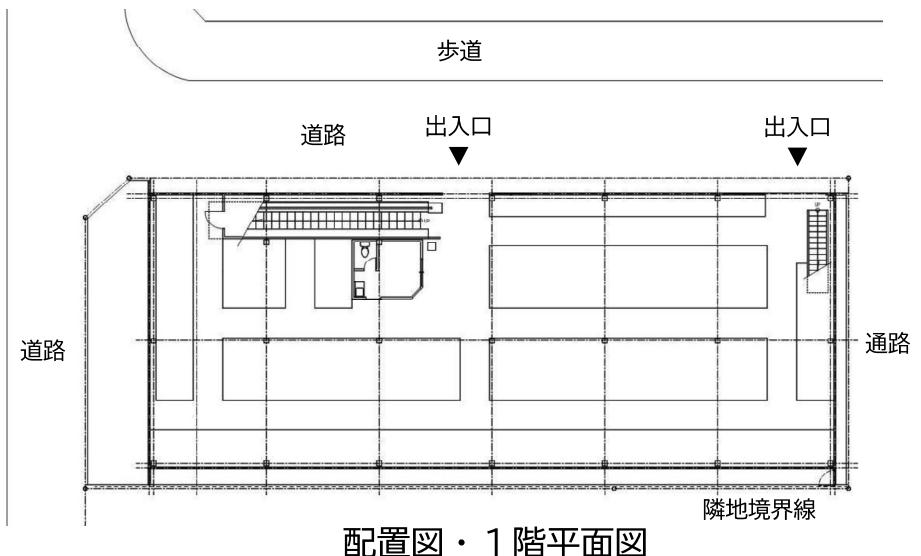
## ■中野三丁目自転車駐車場 計画予定地、構造、収容台数

計画予定地 中野区中野三丁目40番

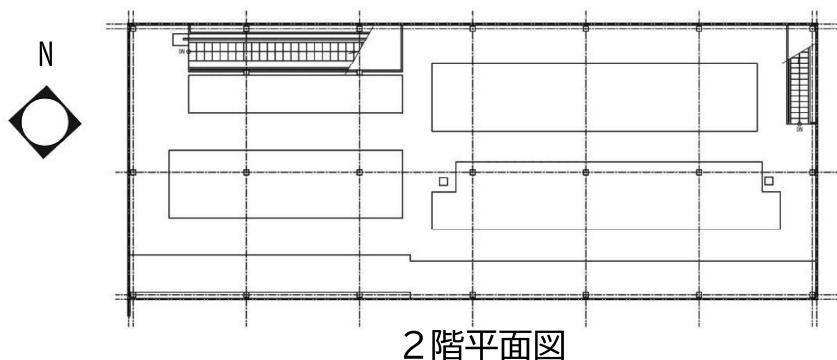
構造 鉄骨造地上2階建て

収容台数 自転車 約550台

## ■中野三丁目自転車駐車場 配置図・平面図（1～2階）

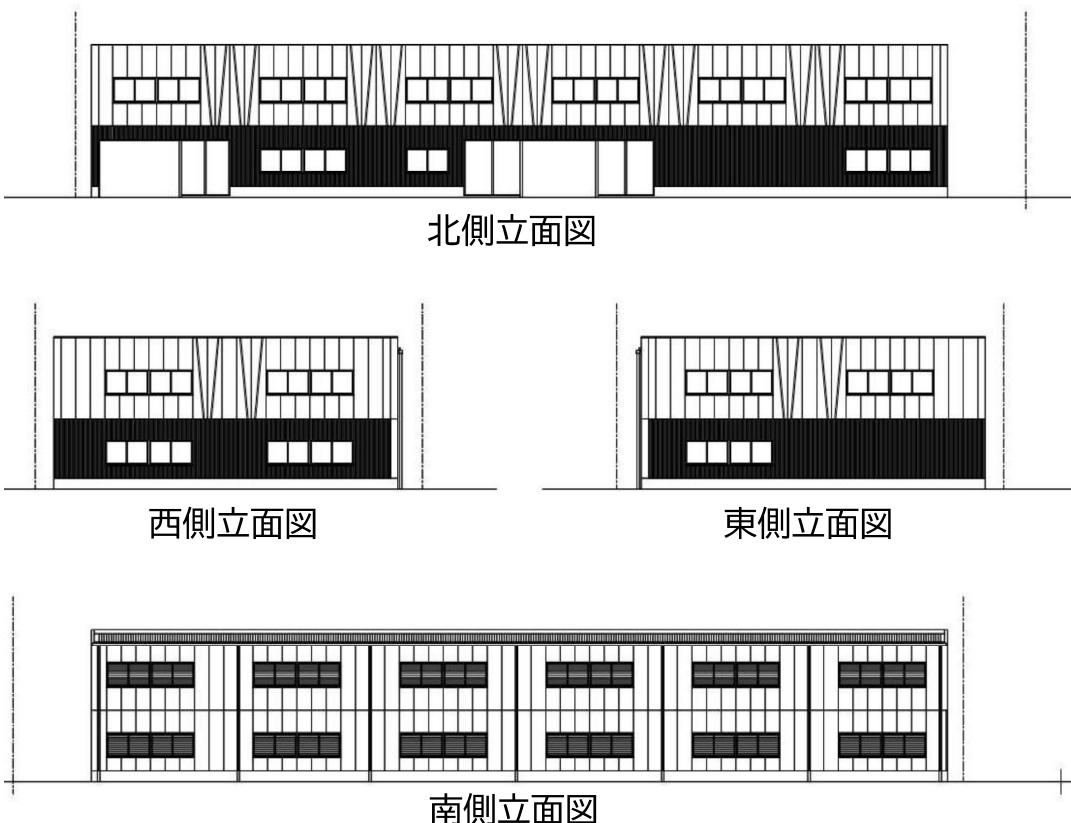


配置図・1階平面図



2階平面図

## ■中野三丁目自転車駐車場 立面図



西側立面図

東側立面図

南側立面図

※使用している図は現時点のものであり、今後の協議などにより変更となる場合があります。

「中野三丁目自転車駐車場に係る説明会」における  
主な意見の概要及び意見に対する考え方

No.	主な意見の概要	意見に対する考え方
A 【計画地について】		
1	自転車駐車場を拠点施設の外に整備することにした理由を伺いたい。	当初当地区での自転車駐車場は、B地区の拠点施設内の地下に整備することとしてきたが、近年の自転車駐車場の大型化により、広いスペースが必要となることが課題であった。土地区画整理事業の進捗を踏まえ、自転車駐車場の整備検討を深度化したところ、拠点施設外では地上に設置することが可となり、放置自転車を減少させ地区内の安全性の向上に寄与するものと考える。また、区民サービス及び施設管理について効果的であると考えたため、拠点施設外に設置することとした。
2	自転車駐車場の計画地を拠点施設にできないのか。	自転車駐車場の場所を拠点施設に移すことは、事業が進んでいる中で、現実的に難しい。
3	地区計画原案の意見書を提出したが、回答がない中で自転車駐車場の計画が進んでいる。意見は聞いてもらえないのか。	提出された意見書については区の見解を示し、都市計画審議会に諮って、審議することになる。
4	拠点施設や団町再開発ができて子どもが増える。計画地周辺は、狭い道路で交通量が増え、通学路の横が適切というのも疑問に思う。	新たに団町にできる再開発については、平和の森小学校に通学することになる。 自転車駐車場の整備予定地周辺の交通量調査と拠点施設と自転車駐車場からの将来交通推計を考慮して確認している。
B 【周辺交通について】		
5	自転車交通量が増加するため、自転車が路側帯にはみ出したり、西側は通学路になっていて危ない。	当該道路は歩道3m、車道4m、路側帯1mを確保し、自転車ナビマークで歩行者と自転車を分離する。道路構造令に準拠し、安全性を確保している。ご指摘の通学路は桃花小学校の通学路の末端部であり、小学生の歩行者密度が低く、ピーク時でも小学生は1時間に19人程度。出入口は通学路から離れた建物中央に設置し、安全性に配慮する。
6	区画整理の事業中で道路標識がなく交通規制も決まっていない。その中で550台の自転車駐車場が整備されると危険である。	現況でも桃園通りは南から北への一方通行であり、線路側は相互通行になっている。自転車駐車場前の道路は、計画では一方通行を想定しており、工事完了時には交通規制が入る予定である。

No.	主な意見の概要	意見に対する考え方
C 【施設計画について】		
7	1階に窓はいらない。出入口も2か所あるが、東側の出入口はなくして1か所にしてほしい。	通風・採光の観点から窓は必要と考えている。自転車は中央出入口から入り、人は東側出入口から出ることで歩車分離しているため、2か所必要と考えている。
8	窓は防犯の観点からあった方がいいと思う。	防犯面の観点から窓は設置する。ただし、住宅と接している南面はすりガラス、それ以外は透明ガラスとする予定である。また、防犯カメラや防犯ベルも設置する計画としている。
9	24時間営業することで北側に灯りが漏れ、近隣住民にとって迷惑であるため、東側はすりガラスにできないか。	東側の窓を透明にする理由は、外から見えると安心感につながるので、透明にしている。夜間は、利用が少ない時間は半灯にしたり人感センサーを付けるなど、考えていきたい。
10	自転車の収容台数が500台から550台に増えた理由を伺いたい。	春先の新入生や新社会人等の変動が多いときは、自転車の需要増加が起こる。このため季節変動を考慮して約550台としている。
D 【運営について】		
11	防犯や騒音等も考慮して、夜間は自転車駐車場を閉鎖したらどうか。	利用者からは「24時間開けてほしい。遅い時間も利用したい。」という意見も多くある。防犯面と利便性というところで、決めていくことだと思う。
12	自転車駐車場を24時間運営するのであれば、24時間警備員を配置してほしい。	朝の人が多い時間帯に巡回管理を考えている。また、防犯カメラや防犯ブザーの設置、警備会社と契約する他、場内に連絡先を掲示するなどの対応を考えている。
13	自転車駐車場利用者の募集はどのようにするのか。また、利用者以外は入場できないのか。	定期利用はWEBと紙の申込、区報で知らせて募集したいと考えている。施設利用者のみ入場できるが、ご利用にならない方は原則入場禁止と考えている。
14	不特定多数の人が利用できないように全て定期利用にし、運営費用は全て利用者負担にしてほしい。	定期と一時利用は半々で考えている。自転車駐車場の運営費用を全て利用者負担とすると、料金が高額となるため難しい。
E 【その他】		
15	放置自転車の監視を強めてほしい。	計画地は、放置自転車禁止区域となっている。
16	住宅街に自転車駐車場があるのか整備センターの事例を教えてほしい。	整備センターでも色々な自転車駐車場を整備し管理しているが、地域ごとに事情が違う。自転車駐車場のすぐ近くに小学校があるような事例もある。

「中野駅西口地区地区計画の変更（案）説明会」における  
主な意見の概要及び意見に対する考え方

1. 地区計画に関すること

No.	主な意見の概要	意見に対する考え方
【土地利用方針について】		
1	なぜ自転車駐車場を拠点施設外に作らなければいけないのか。	当初当地区での自転車駐車場は、B地区の拠点施設内の地下に整備することとしてきたが、近年の自転車駐車場の大型化により、広いスペースが必要となることが課題であった。土地区画整理事業の進捗を踏まえ、自転車駐車場の整備検討を深度化したところ、拠点施設外では地上に設置することが可となり、放置自転車を減少させ地区内の安全性の向上に寄与するものと考える。また、区民サービス及び施設管理について効果的であると考えたため、拠点施設外に設置することとした。
【地区整備計画の区域について】		
2	線路上の半分が区域から外れているのはなぜか。	地区計画の区域は地形地物で決めている。道路や線路の場合は、その中心まで地区計画の範囲としている。
【意見書について】		
3	意見書で出された意見は、地区計画に反映されるのか。	区の見解を示し、中野区都市計画審議会で審議することになる。
4	意見書の区の見解で、「別途説明する」と記載があるが、既に説明されているのか。	7月に開催した地区計画原案の意見書に対する区の見解となる。 「別途説明する」については、8月に自転車駐車場の説明会を開催している。

2. その他

No.	主な意見の概要	意見に対する考え方
【自転車駐車場について】		
5	自転車駐車場がないと放置自転車が増えることはわかるが、取締りを強化すればよいのではないか。	昔は、取締りをしても中野通りに放置自転車が多く、人も歩けないような状態であった。使いにくい自転車駐車場だと、放置自転車を誘発しやすい傾向が過去にもあり、総合的に考えて今回の計画となっている。
6	拠点施設に自転車駐車場を整備した場合、地下となるため利便性が悪いと説明	これまで拠点施設しか自転車駐車場を整備できる担保がなかったが、本計画地でも

No.	主な意見の概要	意見に対する考え方
	があったが、地下であっても駅利用者などは使うのではないか。	整備が可能となったことから比較検討した結果、最小の経費で最大の効果が得られるのが本計画地であった。
7	自転車駐車場の計画地は、現場事務所として利用しているが、区画整理の換地先として地権者が希望しないことは、いつわかったのか。	本地区の地権者は限られているため、UR が地権者と交渉して換地先を決めている。 区画整理事業の進捗を踏まえて、地権者が換地先として希望しないことがわかつたため、令和5年度位から検討を始め、令和6年度に拠点施設外に自転車駐車場を整備することを決めている。
【周辺交通について】		
8	住宅地に自転車駐車場を作った場合、住んでいる住民の安全性に全く配慮されていない。	当該道路には路側帯があり、路側帯の外側に自転車のナビマークを表示する。区内の道路と比較しても交通上安全だと考えている。
9	拠点施設や自転車駐車場ができたら、どの位の交通量になるかシミュレーションはしているのか。	将来交通量の推計は、大規模開発地区関連交通計画マニュアルに基づいて、建物規模や用途等から算出し、安全性を確認している。
10	自転車駐車場の西側道路は通学路になっているが、小学生の他に私立の学生なども通る。誰を対象に調査したのか。	調査対象者は、小学生の他、小学生以外の一般の通行者全員を対象に調査している。
11	自転車駐車場の利用者は、どのようなルートを利用すると想定しているのか。	線路沿いや桃園通りを通って自転車駐車場に停め、駅まで歩いて駅を利用することを想定している。
【その他】		
12	自転車駐車場予定地は現在 UR が所有しているが、区はいくらで土地を買い戻すのか。また、区画整理の事業認可に影響するのであれば、認可変更が必要ではないか。	区が土地を購入する場合は時価で購入することが前提となる。鑑定評価を行って区の審議会を通して適正な価額を検証し、双方で協議をして売買価額を決めることになる。 事業認可に影響するのであれば、実態に合わせて事業計画の資金計画を変更することになる。
13	旧桃ヶ丘小学校を UR に売却した金額が安い。区が UR から土地を買い戻すと損をするのではないか。	当時と比べると地価が相当変わっている。区が土地を購入・売却する場合には、鑑定評価を行って価格帯を設定し、審議会を通して適正な価額で購入や売却をしている。
14	地区計画の変更や自転車駐車場の計画について、丁寧に説明をして進めるべきではないか。	令和8年12月に中野駅に新たな改札口ができる、自転車を利用する人も想定される。地区計画の変更や自転車駐車場の計画については、個別に説明しながら進めていく。

# 意見書の要旨及び区の見解

« 中野駅西口地区に係る都市計画変更案について »

## 意見書の要旨

令和7年10月17日から都市計画法第17条第1項の規定に基づき、中野駅西口地区の都市計画変更案について、2週間公衆の縦覧に供したところ、同上第2項に基づく5通（13件）の意見書が提出された。提出された意見の要旨は次のとおりである。

なお、都市計画の種類及び名称は次のとおりである。

### 中野駅西口地区の都市計画変更案

- ・都市計画の種類：東京都市計画地区計画
- ・都市計画の名称：中野駅西口地区地区計画

中野駅西口地区地区計画	
意見書の要旨	中野区の見解
I 賛成の意見に関するもの なし	I 賛成の意見に関するもの
II 反対の意見に関するもの 1～3 B地区の拠点施設外のC地区での自転車駐車場整備につながる本件の地区計画の変更は反対である。	II 反対の意見に関するもの 1～3 「中野駅周辺自転車駐車場整備計画（令和4年3月改定）」では、自転車利用者の安全性や利便性を確保するとともに、各地区のまちづくりや自転車ネットワークに配慮することとされている。令和7年6月に本地区の交通需要や利用者ニーズの変化等に対応し、地区内の安全性や利便性を確保するため、地区計画の変更は必要と考える。
III その他の意見に関するもの 4 自転車駐車場の設置場所変更の経緯を教えてほしい。  5 C地区に隣接している道路は通学路となっており、通学の児童の数が年々増加して自転車との接触事故が懸念される。	III その他の意見に関するもの 4 当初当地区での自転車駐車場は、B地区の拠点施設内の地下に整備することとしてきたが、近年の自転車駐車場の大型化により、広いスペースが必要となることが課題であった。土地区画整理事業の進捗を踏まえ、自転車駐車場の整備検討を深化したところ、拠点施設外では地上に設置することが可となり、放置自転車を減少させ地区内の安全性の向上に寄与するものと考える。また、区民サービス及び施設管理について効果的であると考えたため、拠点施設外に設置することとした。  5 現地調査等を行い現況の交通データを確認し、拠点施設や自転車駐車場整備により増加する交通量を算定し組み合わせ、将来交通量の推計を行った。この結果から、自転車駐車場の

	<p>整備による交通安全上大きな問題は生じないものと考える。</p> <p>6 自転車駐車場の設置により、自転車だけでなく自動車の往来も増え、周辺道路の混雑や事故のリスクも高まる懸念がある。</p> <p>7 B-2・B-3地区の約9割がマンションである現状を鑑みると、「にぎわいの形成」や「憩いや交流の場となるオープンスペースの創出」という方針は、生活騒音にしかなりえないという懸念があるため、住民の静穏な生活環境の保全を、都市計画の最優先事項として求める。</p> <p>6 自転車駐車場の設置により、自動車の往来の増加に繋がるとは考えていない。周辺道路の混雑については、当該地区計画区域において、国土交通省の大規模開発地区関連交通計画マニュアルでは、交通流動が非常に円滑で、遅延がほとんどなく、利用者が極めて快適に移動できるサービス水準Aに該当することを確認している。</p> <p>7 区は、当地区の方針である「にぎわいの形成」や「憩いや交流の場となるオープンスペースの創出」は重要であると考えている。B地区にはにぎわい・交流拠点となる施設が計画されており、近隣住民の生活に影響を及ぼすような騒音とならないよう、にぎわいと住民の生活環境を両立したまちづくりを進めていく。</p>
--	---

その他	
意見書の要旨	中野区の見解
<p><b>IV その他の意見に関するもの</b></p> <p>8 西口広場を活用したイベントの開催等について、頻度を最小限に抑えるなど、西口周辺の本来あるべき静穏な環境づくりを最優先していただくよう強く要望する。</p> <p>9 石畳の素材は、車両走行時に大きな音を生じさせやすいという特性がある。石畳の素材選定や広報においては、車の走行に伴う騒音が発生しないよう、最大限の配慮を願う。</p> <p>10 14階建てビルは、周辺の住宅地と調和せず圧迫感を与え、日照や通風に悪影響を及ぼす可能性があり、建設の見直しを求める。</p> <p>11 旧桃ヶ丘小学校がなくなり、地域住民の避難場所が失われた。災害時の住民の命を守るため、速やかに代替の避難場所を確保し、地域住民に周知してほしい。</p> <p>12 区画整理事業区域内では、電柱の地中化が進められているが、区域外の電柱はそのまま残され、今まで以上に電気の器具が取り付けられ安全面で不安を感じる。</p> <p>13 売却した旧桃ヶ丘小学校の土地を買い戻して、区民がどのように活用するか考えるべきである。</p>	<p><b>IV その他の意見に関するもの</b></p> <p>8 イベントの内容・頻度・時間帯については、周辺住民の生活環境に配慮した運用を検討する。</p> <p>9 素材選定や施工方法において、騒音軽減に配慮した設計を検討する予定である。</p> <p>10 14階建てを計画している拠点施設の建築については、「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の手続きなど、建築主が適正に建築計画を進めるものと考えている。</p> <p>11 旧桃ヶ丘小学校の避難所は無くなつたが、中野三丁目の桃園町会防災会の避難所は桃花小学校となっており、桃園地域防災地図にも示している。</p> <p>12 電柱の管理者は電力会社になる。いただいたご意見については電力会社に伝える。</p> <p>13 旧桃ヶ丘小学校の土地は、既に土地区画整理事業によって仮換地指定され、新たな地権者による建築も進んでおり、区による買戻しは考えていない。</p>